

公の施設の指定管理者を募集します

指定管理者制度

指定管理者制度とは、多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設に民間能力を活用し、サービスの向上・経費の削減等を図ることを目的に創設された制度です。

これまで「公の施設」の管理運営は、公共性確保の観点から、市の出資法人や公共的団体等に限定されていましたが、これにより民間事業者やNPO法人、ボランティア団体等の幅広い団体にも管理運営をゆだねることができるようになり、公の施設の管理運営に民間の能力を積極的に導入することが可能となっています。

●指定管理者を募集する施設

下記の施設について指定管理者の募集を行います。

応募団体の中から、選定基準に照らし最も適当な団体を候補者として選定し、議会の議決を経て管理者として指定します。

施設ごとの募集内容については、それぞれの施設担当課にお問い合わせください。

●募集要綱の配布および申請受付期限

10月31日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

●公募施設

| 施設名 | 所在地 | 指定期間 | 担当課 |
|--|--------------------|--|------------------------------|
| 協町老人福祉センター | 協町大字協町 1265 番地 1 | 平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日 | 保険福祉部 生活福祉課 ☎52 5604 |
| 美馬市都市公園 新町公園 多目的体育館 温水利用型運動施設 | 協町字新町 196 番地 | 平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日 | 教育委員会 体育振興課 ☎63 3199 |
| 吉野川河畔 ふれあい広場 | 美馬町字境目 44 番地 1 ほか | 平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日 | 教育委員会 体育振興課 ☎63 3199 |
| 空野放牧場 | 穴吹町穴吹字野山 1 番地 5 ほか | 平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日 | 経済部 農政課 ☎52 2633 |
| 木屋平特産物販売センター | 木屋平字川井 25 番地 4 | 平成 21 年 4 月 1 日 ～ 平成 24 年 3 月 31 日 | 木屋平総合支所 経済建設課 ☎68 2715 |